

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年11月11日

大阪税関長　日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効年 月 日
飯野港運株式会社 京都府舞鶴市字松陰18番地7	飯野港運株式会社 いわれ新倉庫 京都府舞鶴市字喜多小字宮崎31番22	廃業	—	令和7年 10月31日